

# 技術審査部会設置要領

## (目的)

第1条 土木部が発注する建設工事に関する事項について調査、選定、検討するため、土木部に技術審査部会（以下「部会」という。）を設置する。

## (調査、選定及び検討事項)

第2条 部会は、次の事項について調査、選定、検討する。

- (1) 総合評価落札方式における落札者決定基準の設定並びに技術資料の審査及び評価に関すること。
- (2) 建設工事の技術的事項に関すること。
- (3) 苦情処理に関すること。
- (4) その他必要と認められること。

## (組織)

第3条 部会は、別表第1に掲げる会長及び委員をもって構成する。

## (職務)

第4条 会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。

- 2 会長に事故があるときは、技術管理課長の職にある者がその職務を代理する。
- 3 委員に事故があるときは、当該委員があらかじめ指名した者がその職務を代理することができる。

## (会議)

第5条 部会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

## (事務局)

第6条 部会の事務は、別表第1に掲げる事務局において行う。

## (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この要領は、平成6年3月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第6条関係）

会長	委員	事務局
技術総括監	技術管理課長、参事（技術管理担当）、土木部発注担当課長、土木部発注担当班長、その他会長が特に必要と認める者	技術管理課、土木部発注担当課